

仙台市小規模保育園

ピーターパン

北中山園



入園のしおり

(兼 重要事項説明書)



**ピーターパン北中山園は、
仙台市より認可を受けた小規模保育施設です。**

ピーターパン北中山園は、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行によりスタートした、地域型保育事業の小規模保育事業に該当する保育園です。認可保育園と同等の面積基準、職員の配置基準、運営基準をクリアすることにより、仙台市より認可を受け、認可保育園と同様に補助金により運営されます。一般的な認可外保育施設に比べ、手厚く安心・安全な保育を提供することが可能となります。

地域に根差し、仙台市の保護者様を応援するための 0～2 歳児専用の保育施設です。

* も く じ *

1	1. 事業者名	15	8. 苦情申出窓口
	2. 事業の目的	16	9. 料金 (1)保育料 (2)実費徴収 (3)支払い方法
	3. 運営方針		
2	4. 提供する保育の内容 (1)保育理念・保育方針 (2)保育目標	17	10. 服装
3~4	5. 園の概要 (1)園の概要 (2)施設の概要・位置 (平面図、送迎用駐車場位置)	18~19	11. 持ち物
5~11	6. 園生活 (1)開園時間 ・一日の流れ ・年間行事予定 (2)登園と降園 (3)園と家庭の連絡 (4)給食およびおやつ (5)延長保育の申込み (6)住所・就労時間・職場等、ご家庭の 状況に変更があった場合 (7)利用の終了・退園・休園 (8)慣らし保育	22 23 24 25 26	延長保育事業実施要綱 延長保育事業実施要綱 別表 延長保育申込書 延長保育変更申込書 延長保育取消届
12~15	7. 健康と安全 (1)園での病気や怪我の対応 (2)感染症 (3)与薬 (4)嘱託医・嘱託歯科医 (5)嘔吐・下痢 (6)朝の検温・体調不良時の対応 (7)予防接種 (8)健康診断 (9)虐待の対応 (10)非常災害時の対策 (11)保険の加入	27 28 29	別紙1 スポット(日額)延長保育申込書 別紙2 登園届(保護者記入) 別紙3 インフルエンザ・新型コロナウイルス 登園届(保護者記入)

1. 事業者名

- 事業者の名称 :株式会社キッズコーポレーション
- 代表者氏名 :代表取締役 釜野 晋史
- 法人の所在地 :栃木県宇都宮市南大通り2-6-1 KIDS 1ST BLD
- 法人の電話番号:028-638-7010
- 事業内容 :保育施設の開設・運営、保育施設受託運営 他

2. 事業の目的

ピーターパン北中山園(以下、「当園」といいます。)は、「子ども一人ひとりが主役の園」として、きめ細かな保育を行いお子様の「個」を大切に子ども主体の保育を行っています。

お子さまの無限の可能性を信じ、21世紀に羽ばたく子どもたちの人間的基礎を育むことを理念として、4つの柱【個の尊重・心の育成・知の教育・生きる力(人間力)の育成】を掲げ、乳幼児の心の調和的な発達を図るために8つの保育目標(主体性・自立性・自律性・創造性・想像力・社会性・好奇心・自己肯定感)の下、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3. 運営方針

1. 当園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう、教育と保育を一体的に行うものとします。
3. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
4. 当園は、仙台市の定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。



4. 提供する保育の内容

「子ども一人ひとりが主役」をモットーに当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、環境を通して自己肯定観を育む等以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 発達の連続性を考慮した保育の提供

0 歳児から 2 歳児までの一貫した保育を、園児の発達を考慮しながら提供します。

※当園は 0～2 歳児のお子様をお預かりする保育施設です。

(2) 年齢別の園児の発達特性に応じた保育の提供

健康、安全や発達の確保を図り、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促し、経験が得られるようにします。

(1) 保育理念・保育方針

KIDS FIRST

「子」は「個」

ALL FOR KIDS

何より子どもが最優先

お子さまの「個」を常に尊重し未来に羽ばたく子どもたちを育てる

すべては子どもたちのために

1

個の尊重

一人ひとりを大切にする

2

心の育成

愛・思いやりを育てる

3

知の育成

考える力を育てる

4

生きる力

心身ともに優れた人を育てる

(2) 8つの保育目標

- | | |
|---------|------------------------|
| 1.主体性 | 「自ら考えて行動する子ども」 |
| 2.自立性 | 「自らの力で物事を進めることができる子ども」 |
| 3.自律性 | 「自らを律することができる子ども」 |
| 4.創造性 | 「創意工夫ができる子ども」 |
| 5.想像力 | 「感性豊かな子ども」 |
| 6.社会性 | 「思いやりのある子ども」 |
| 7.好奇心 | 「さまざまな事象に興味関心を持つ子ども」 |
| 8.自己肯定感 | 「自分を信じ愛することができる子ども」 |

5. 園の概要

(1) 園の概要

名 称	ピーターパン北中山園
施設の種類	地域型保育事業・小規模保育事業(A型)
所在地	〒981-3215 仙台市泉区北中山4-32-7
認可/開設年月日	平成30年4月1日
電話・FAX番号	TEL:022-341-7221 FAX:022-341-7223
HPアドレス	https://www.kids-21.co.jp/kidsnursery/nursery/pp-kitanaka/
園長氏名	吉田 記香
職員の人数	園長1名、保育士6名以上、調理員1名以上、他パート職員数名 ※職員数は在籍園児数により増減します。
利用定員 12名	0歳児:4名 1歳児:4名 2歳児:4名 ※定員及び定員構成は変更する場合があります。
対象園児	生後2ヵ月～2歳児(3歳の誕生日を過ぎた3月31日まで) ※仙台市(区役所)より保育の必要性を判断する3号認定を受ける必要があります。
入園日	毎月1日・16日
実施する事業の 種類	保育を必要とする園児への保育、延長保育、子育て相談
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施、その他定期的な本社職員巡回によりサービス内容の向上に努めています。
職員への研修の 実施状況	法人が実施する職務別研修、行政が実施する保育従事者研修等。
嘱託医	病院名:やかた内科・小児科クリニック 医師名:田澤 マサ子 住所:仙台市泉区館3丁目37-1 電話:022-348-2655
嘱託歯科医	病院名:北中山歯科クリニック 歯科医師名:渋谷 芳郎 住所:仙台市泉区北中山2-33-10 電話:022-376-5066
連携施設	学校法人庄司学園 ねのしろいし幼稚園、泉第二幼稚園、上田子幼稚園

●3号認定・2号認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育(当園)を利用する際には、お住まいの市町村より支給認定を受ける必要があります。1号認定から3号認定までの3つの区分があります。

・3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする子ども

・2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

※1号認定(教育標準時間認定)は「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども」であり、学校教育を担う幼稚園や認定こども園が該当します。

3号認定、2号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分され、施設を利用できる1日あたりの時間が定められます。

・保育標準時間利用(1日あたり最長11時間)・・・主にフルタイム労働

・保育短時間利用(1日あたり最長8時間)・・・主にパートタイム労働

(2) 施設の概要・位置

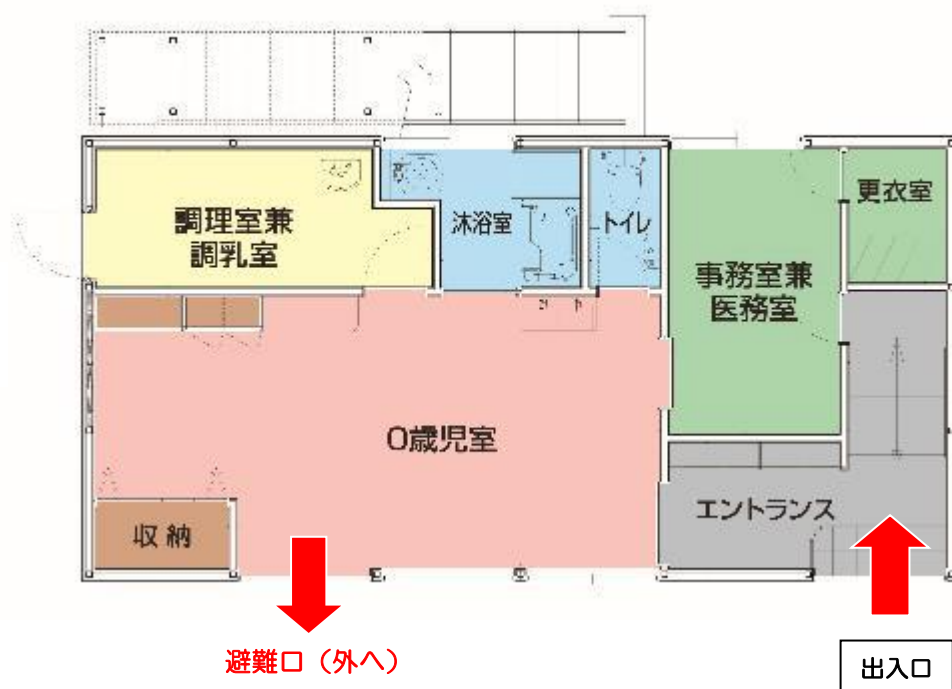
敷地	敷地面積 213.04 m ²		
建物	鉄骨造 2 階建て ※施設面積(延床面積)119.24 m ²		
施設の内容	0 歳児室	1 室	21.40 m ²
	1・2 歳児室	1 室	33.81 m ²
	園児用トイレ	1 室	6.45 m ²
	調乳室	—	調理室内
	調理室	1 室	9.50 m ²
	事務室及び医務スペース	1 室	8.49 m ²
設備の種類	冷暖房、オートロック、カメラ付インターフォンほか		
屋外遊戯場	代替場所: 北中山四丁目公園 (2,170 m ²)		

保育園平面図

2 階



1 階



※車でのお送迎の際は、保育園建物前の駐車場（3 台分）をご利用ください。

6.園生活

(1) 開園時間

	保育標準時間利用 (1日11時間以内)	保育短時間利用 (1日8時間以内)
開園日	月曜日～土曜日	
保育基本時間	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育(有料)	18:30～19:30	7:30～ 8:30 16:30～19:30
休園日	日曜日、祝祭日、 年末年始(12/29～1/3)	

※当園の時計で各認定の基本保育時間を超えた場合は、超過料金を徴収させていただきます(延長保育をお申込みの場合を除く)。超過料金は150円/30分です。1分でも超過しますと、30分の超過料金が発生しますのでご注意ください。

※超過料金の発生の有無にかかわらず、予定の送迎時間に変更になる場合には、必ず事前にご連絡をお願いします。

※土曜日の保育を希望する場合には、事前に土曜勤務証明書をご両親ともに提出していただきます。一時的な利用の場合は「土曜勤務証明書(スポット利用)」、定期的な利用の場合は「土曜勤務証明書(定期利用)」を園にご請求の上でご提出ください。

※延長保育の料金、申し込み方法、ほか詳細は、本しおりP22「延長保育事業実施要綱」およびP23別表をご覧ください。

【一日の流れ】

0歳児	時間帯	1、2歳児
順次登園(おはようございます) 健康観察・検温 自由遊び 離乳食(又は軽めのおやつ) 朝のご挨拶 主たる活動の時間 (外遊び・絵本・ブロック遊びほか 個々に合わせた活動) 食事又は離乳食 午睡 おめざめ おやつ又は離乳食 自由遊び	朝 午前 お昼 午後 夕方 夜	順次登園(おはようございます) 健康観察・検温 自由遊び(遊びのコーナーを設定) 朝のご挨拶 主たる活動の時間 (外遊び、お絵かき、製作、絵本ほか年齢に合わせた活動) 食事(栄養価を考えた、季節感のある手作り給食) 午睡 おめざめ おやつ(手作りのおやつを提供) 自由遊び(遊びのコーナーを設定)又は午後のお散歩 順次降園(さようなら) 延長保育、補食

※上記はあくまでも予定です。年齢や季節などにより、生活時間は異なります。

※外遊びは、ほか年齢ごと、季節ごと、気候に合わせ、様々なお散歩コースを選んで活動します。

【年間行事案：参考】

※下記の行事予定はあくまで参考です。在園児の様子、月齢、年度により異なります。
年度初めの行事計画のご案内、毎月の園のお便り等で事前にご案内します。

春

4・5・6月

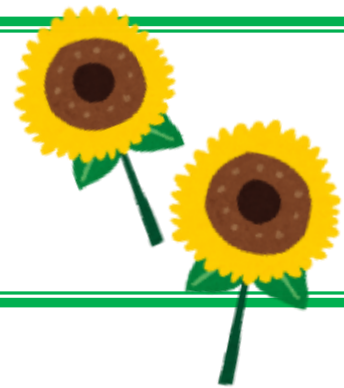
- 子どもの日の会
- 内科健診
- 歯科健診・個人面談



7・8・9月

夏

- 七夕会
- おやこでふれあい会
- 夏祭り会
- お月見会



秋

10・11・12月

- 親子遠足
- ハロウィン会
- クリスマス会
- 内科健診
- 保育参加・保育参観・個人面談



1・2・3月

冬

- 初詣会
- 節分会
- ひな祭り会
- お別れ会（卒園式）



定例行事（毎月実施）

●お誕生日会

●身体測定

●防災・避難訓練

(2) 登園と降園

1. 保育時間(登園時間から降園時間まで)は、原則として保護者の通勤時間と勤務時間の合算となります(介護や学校の場合は必要時間の合算)。保護者の余暇、冠婚葬祭等のためのお子さまのお預けはご遠慮ください。
2. 送迎時の付き添いは、保護者または保護者に代わる方(成人)がお越しく下さい(送迎の方を決めてください)。お迎えの方が変更になる場合には、事前にご連絡ください。
3. 送迎を行う方は事前にかけてはしポータル内で顔写真の登録をお願いいたします。ご登録がない方がお迎えに来た場合には、お子さまをお渡しできない場合があります。ご両親以外で送迎の可能性がある方がいる場合には、事前に写真のご登録をお願いいたします。
4. 保育時間を変更する場合は、変更する前月の 10 日までに「保育時間変更申請書」の提出をお願いします。事前のご連絡なく保育時間の変更はご遠慮ください。
「保育時間変更申請書」は園にてお渡します。必要な際はお申し付けください。
5. 一度降園した後に、その日のうちに再度登園することはご遠慮ください。

禁止例

1. 保護者の都合により一度お迎えに来た後に、再度用事があるので当園に預ける。
2. 習い事があるので一度降園し、再度登園する。
3. 体調不良により一度降園し、回復したので再登園する

毎日の登園、降園のご注意

<登園>

- ・9:30 頃までに登園をお願いします。9:30 を過ぎますと、その日の中心となる活動が始まります。
- ・「保育短時間利用(1日8時間以内)」のお子さまは、8:30 からの登園となります。8:30 前の登園は延長保育となります。ご利用の場合は、事前の申し込みをお願い致します。
- ・給食の関係もありますので、欠席・遅刻・早退等の場合は、予定の登園時間前までに必ずご連絡ください。事前にわかる場合には、早めにお知らせください。

<降園>

- ・毎日のお迎え時間は、約束した時間をお守りください。
- ・「保育標準時間利用(1日11時間以内)」のお子さまは 18:30 までに、「保育短時間利用」のお子さまは 16:30 までに、お迎えをお願いします。その時刻を過ぎると超過料金が発生しますのでご注意ください。(超過料金は 150 円/30 分)

(3) 園と家庭の連絡

【連絡帳】

- ・保育園とご家庭のやり取りについては連絡ツールの「かけはしポータル」を利用します。
- ・お子さまの健康状態や日々の成長について、情報を共有するために使用します。ご家庭での様子や相談などをご記入ください。また、お子さまの園での様子をお伝えしますので、毎日必ずご確認ください。

【配布物】

- ・集金袋(延長保育料、教材費、行事費等で必要に応じて配布、回収します)

【その他】

- ・行事やお知らせしたいことについては、基本的にはかけはしポータルよりご連絡いたします。必要に応じてプリントでの配布もしますので、各文書によく目を通して頂き回答が必要なものは期日までにご回答をお願いします。
- ・朝出かけるときに何か変わった様子がある時は、連絡帳等にその旨を記入し、登園時に口頭でも保育者へお知らせください。(気分が悪い・朝食をとらない・機嫌が悪く登園をいやがる・風邪気味など)
- ・お子さまに関する園への連絡、保育についての相談・疑問に思うことへの問い合わせや要望等は、随時承ります。お気軽にお知らせください。
- ・保護者の出張等により、園に提出済の緊急連絡先(会社名・部署名等)に記載のものと連絡先が異なる場合には、連絡帳にその旨・該当日をご記入いただき、連絡先(場所、電話番号等)をお知らせください。



(4) 給食およびおやつ

1. 提供方針

食事はすべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して摂取でき、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。手作りの季節に合った旬のものを提供します。

2. 提供方法

自園調理。



3. 献立

保護者の方へは、前月末に翌月の献立表(食材や栄養分などを掲載)を、お配りします。

4. おやつ

午前は軽めのおやつを、15:00 頃には手作りのおやつを提供します。

(午前の軽めのおやつは、月齢や発達状況、登園時間等に応じて、飲み物のみの提供となる場合があります)

5. 補食

・18:30～19:30 の延長保育の時には、夕食までのエネルギーの補給として補食を提供します。補食代は延長保育料に含まれております。

6. 衛生管理等

- ・水質検査を1年に一回実施します。
- ・調理員は毎月検便を行います。
- ・そのほか、日々、毎月のチェックリストにより衛生管理を実施します。

7. アレルギー等への対応

- ・食物アレルギーをお持ちのお子さまについては、基本は「アレルゲン除去食」にて対応させていただきます。その際、医師記載による「生活管理指導表」の提出が必須となります。
- ・上記書類は 3 月(年1回)に園への再提出が必要です。再評価・受診により、お子さまのアレルギーの耐性の推移・経過の報告をお願いします。

※ただし、アレルギーの程度や除去食物の種類によっては給食対応が難しいこともあります。その場合はお弁当持参をお願いすることもございます。ご了承ください。

※保護者独自の判断で食物除去をしないでください。必ず定期的にアレルゲン抗体検査や診断を受け、医師の指示に従いましょう。

(5) 延長保育の申込み

延長保育は、月極利用とスポット(日額)利用の二種類があります。ただし、あくまで保育が必要な場合(保護者の就労、学校、介護等)に限ります。詳細は巻末の**延長保育事業実施要綱**をお読みの上、お申込みください。

延長保育の変更申込・取消については、速やかに延長保育変更申込書(様式第三号:本しおり P24)・延長保育取消届(様式第5号:本しおりP25)をご提出ください。

1. 月極延長保育(保育標準時間利用のみ対象)

延長保育保護者負担分(延長保育事業実施要綱・別表より引用)

延長保育利用区分	基準額	2人以上加算額
午前7時30分から 午前8時30分まで 及び 午後4時30分から 午後6時30分まで	月額1,000円	1世帯2人以上の時、2人目から 月額500円
午後6時30分から 午後7時30分まで	月額3,000円	1世帯2人以上の時、2人目から 月額1,500円

■対象者:保育標準時間利用の園児

■料金:

・その1 7:30~8:30 および 16:30~18:30/1,000円(月額)

・その2 18:30~19:30/3,000円(月額、補食代込み)

■申込み方法及びお支払い方法

「延長保育申込書(様式第1号:本しおり P24)」をコピーし、ご利用開始の前月10日までにご提出ください。1日よりご利用開始となります。利用月の月末締め、翌月の初めに集金袋を配布、翌月15日までに保育園に現金でお支払いください。

2. スポット(日額)延長保育

・その1

■対象者:保育標準時間利用の園児

■時間:18:30~19:30

■料金:30分/150円(日額、補食代込み)

・その2

■対象者:保育短時間利用の園児

■時間:7:30~8:30 および 16:30~18:30/18:30~19:30

■料金:30分/150円(日額)

※18:30を超える延長保育をご利用の場合は、補食を提供します。補食代はかかりません。

■申込み方法及びお支払い方法

かけはしポータル内の「スポット延長保育申請」より、ご利用予定月の前月10日までに申請してください。前月10日を過ぎる場合や急なスポット延長を申請する場合は、巻末の**別紙1**スポット(日額)延長保育申込書(コピーの上ご記入ください)をご提出ください。延長保育は1回(または30分)単位となります。1分~15分単位等の精算はできません。利用料については、保育園に現金でお支払いください。

(6) 住所・就労時間・職場等、ご家庭の状況に変更があった場合

お引越、就労時間の変更、職場、職業等、ご家庭の状況に変更がある場合には、お早めに市(区役所)および園までお知らせください。市の所定の手続きが必要となり、利用保育時間の区分や保育料が変更になる場合があります。また、入園時にご提出していただいた書類内容と異なる場合には、再提出をお願いします。

(7) 利用の終了・退園・休園

1. 利用の終了

当園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了致します。

- 3歳の誕生日を過ぎて3月31日となったとき(3月31日が最終登園日)
- 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- 仙台市の要件に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

2. 退園

- ・家庭の事情等により退園する場合は、「退園届」が必要となりますので、園にご請求ください。
- ・退園される場合は、速やかに・園に連絡するとともに、仙台市(区役所)にも退園する旨を知らせ、退園届をご提出ください。
- ・途中退園する場合、日割りの精算、返金を行います。

3. 休園

- ・諸事情等により1ヶ月以上休園される場合は、「休園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
- ・休園される場合は、遅くとも休園する月の前月15日までにご提出をお願いします。
- ・休園期間も保育料は発生します。
- ・2か月以上の長期にわたる休園の場合、「保育が必要ない」と判断され退園を余儀なくされます。休園前に、必ず仙台市(区役所)に在園の要件等をご確認ください。

(8) 慣れ保育

入園当初から長時間の保育になりますと、お子さまにとって大きな負担になります。お子さまの状態を見ながら、保護者の方と相談の上、一日でも早く園に慣れるために徐々に保育時間を延長する「慣れ保育」を行いますのでご協力をお願い致します。おおよそ1週間を目途にしておりますが、お子さまによっては2週間～1ヶ月程度かかる場合があります。

7. 健康と安全

(1) 園での病気や怪我の対応

＜怪我・打撲や捻挫など経過観察が必要な場合＞

- ・園で応急処置をします。
- ・その時は異常がなくても、後から腫れや痛みがでることがあります。帰宅後も経過を見てください。容態が変わった場合には、病院で受診した後、園に連絡をお願い致します。

＜医師の治療を必要とする怪我をした場合＞

- ・医師の治療が必要だと判断した時点で、保護者に連絡します。
- ・原則は保護者の方に付き添っていただき、かかりつけの医療機関で受診します。
- ・保護者が付き添うことができない場合や、保護者に連絡がとれない場合は、職員がお子さまに付き添い、園近隣の医療機関で受診します。
- ・緊急を要すると判断した場合は、すぐに園近隣の医療機関で処置していただき、受診中または受診後に保護者に連絡することがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 感染症

- ・学校保健安全法で定められた病気や感染症にかかった場合は、他の園児へ感染させないため、また余病を防止するため、医師から許可が出るまで登園は控えてください。
- ・なお、登園時に別紙3「登園届(保護者記入)」別紙4「証明書」(医師記入)のご提出をお願い致します。詳細は末尾添付の別紙をご覧ください。
- ・また、家族の方が感染症にかかっている場合は、出来る限り登園を控えるようご協力ください。

※別紙をコピーの上ご記入をお願いいたします

別紙	提出方法	該当する感染症について
別紙2 感染症届出書	医師の指示のもと、 保護者が記入した別紙2 「登園届」をご提出ください。	末尾添付の 別紙2「感染症届出書」
別紙3 インフルエンザ・ 新型コロナウイルス 登園届	医師の指示のもと、 保護者が記入した別紙3 「インフルエンザ・新型コロナウイルス登園届」をご提出ください。	別紙3「インフルエンザ・新型コロナウイルス登園届」に記載されている感染症一覧をご確認ください。

(3) 与薬

当園では、与薬の取扱いは致しません。市販薬、処方薬、虫よけ、かゆみ止め、日焼け止め問わず、すべての薬のお預け、与薬のご依頼はお断りしております。ただし、保育中にどうしても与薬が必要な慢性疾患等の場合はご相談ください。なお、園では、虫よけ、かゆみ止めとして人体に影響の少ないイカリジンの成分が含まれた虫よけスプレー、レスタミン軟膏を常備使用します。ほか、保湿、皮膚の保護等のためにワセリンを常備、使用します(ワセリンは応急処置として一時的な使用に限定、保護者様からの使用のご依頼はお断りしております)。皮膚が弱い等により使用を希望しない、ご相談がある場合は園までご連絡ください。

(4) 嘱託医・嘱託歯科医

以下の嘱託医による定期健康診断、医療相談等を園で実施します。

嘱託医	医師名	住所	TEL
やかた内科・小児科クリニック	田澤 マサ子	仙台市泉区館3丁目37-1	022-348-2655

以下の嘱託歯科医による定期歯科健診、歯科に関する相談等を園で実施します。

嘱託歯科医	歯科医師	住所	TEL
北中山歯科クリニック	渋谷 芳郎	仙台市泉区北中山2-33-10	022-376-5066

(5) 嘔吐・下痢

症状が回復し、普段どおりの生活(食事・排泄・機嫌)が過ごせるようになってから登園させてください。

回復前の登園は状態を悪化させ、病気を長引かせてしまうことになります。また園では集団生活のため、集団感染の危険が伴います。嘔吐や下痢のためお子様の衣類に汚物が付着した場合、感染防止の観点から園では洗い流すことは出来ません。

また、尿や血液など汗以外の体液が付着した場合にも同様となります。

衣類をそのままビニール袋等に入れ密封した状態でお返しさせて頂きますことを何卒ご理解・ご協力頂きますようお願い申し上げます。

(6) 朝の検温・体調不良時の対応

<朝の検温>

- ・毎朝、ご家庭にて体調を確認し検温を行い、連絡帳に体温をご記入ください。
- ・平熱プラス1℃以上の発熱(平熱36.5℃の場合は37.5℃以上)の場合は登園を控えていただき、病院で受診の上、医師の判断に従ってください。

<園で体調不良の場合>

- ・保育園でお子さまの体調がすぐれない場合には、保護者にお迎えをお願いすることがあります。お迎えの一つの判断基準として平熱プラス1℃以上の発熱を目安としていますが、体温だけでなく、顔色、機嫌、食欲等も確認した上で総合的に判断し、お迎えを依頼するかどうか決定いたします。
- ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)が疑われる嘔吐や下痢の症状があった場合には、保育園内の集団感染を防ぐためにも、早急なお迎えの依頼をさせていただきます。

(7) 予防接種

予防接種を受けた後は副反応が起きる可能性もありますので、ご自宅でゆっくりと過ごせるようにご協力をお願いします。また、予防接種を受けられましたら、園にお知らせするとともに「けんこうてちょう」への記載をお願いいたします。

(8) 健康診断

(1)健康診断

年2回、嘱託医が健診をします。健診の結果については、後日保護者にお知らせします。

(2)歯科健診

年1回以上、嘱託歯科医が健診をします。健診の結果については、後日保護者にお知らせします。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

(3)身体測定

身長・体重の測定を毎月行います。結果については、後日保護者にお知らせします。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

(9) 虐待の対応

当園は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

(10) 非常災害時の対策

気象警報等が発令された場合は、かけはしポータルの緊急連絡機能や、NTT 災害等伝言ダイヤルによりご家庭に状況を連絡します。

★登園前

・警戒宣言が発令されたときは、自主登園となります。無理に登園することなく、一番の安全策をお取りください。

★登園後

・警戒宣言が発令されたときは、すべてのお子さまを保護者がお迎えにくるまで園で保護します。

避難訓練	火災及び地震を想定した防災・避難訓練(月 1 回)を実施します。	
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯	
避難場所	指定避難所	北中山小学校

※年に 2 回は不審者侵入避難訓練を行います。

■管轄消防署・警察署

消防署	管轄消防署：泉消防署 住所：仙台市仙台市泉区将監 4-4-1 電話 022-373-0119	
警察署	管轄警察署：泉警察署 住所：仙台市泉区泉中央 1-2-5 電話 022-375-7171	

(11) 保険の加入

当園では、以下の補償内容の保険に加入しております。

■引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

■保育所経営者賠償補償

A コース	てん補限度額(事故負担 1 千円)
身体障害・財物損壊 1 事故/期間中	2 億円
その他の補償	人格権侵害・広告宣伝に権利侵害・使用不能損害 生産物自体の損害・被害者治療費用・初期対応費用・訴訟対応費用

■園児のための傷害

A コース(1 口)		怪我による 入院保障日額	ケガによる 通院補償日額
死亡保証金	後遺障害補償	1,500 円	1,000 円
100 万円	100 万円		

(12) 個人情報

- ・当園の運営事業者および従事するすべての職員は、保育を提供するうえで知り得た園児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、退園後も同様とします。
- ・サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が園児および保護者の個人情報を提供することに、個人情報取扱同意書に署名・捺印することで保護者は同意することとします。
- ・施設運営内容の向上を目的とした運営委員会等の会議体に対し、事業者が園児および保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度文書で保護者の同意を得るものとします。
- ・行事の様子を撮影した画像、動画等(保護者や園児の関係者、保育園等が撮影したもの)は、個人による観賞のみを利用目的とし、SNS(ソーシャルネットワーク:ツイッター、フェイスブック等)、ブログ、You Tube、ホームページ、チラシ、ポスター、その他不特定多数の人物に公開する媒体への利用掲載を堅く禁止します。保護者自身のお子さま以外の人物(他の園児や保護者等)が映っている画像、動画等を許可なく掲載した場合、大きなトラブルの原因になりますので十分ご注意ください。

8. 苦情申出窓口

当園は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。

本園における苦情解決の仕組みとして、苦情受付担当者、苦情解決責任者および第三者委員を設置しています。

苦情受付担当者	園職員
苦情解決責任者	園長 吉田 記香
第三者委員	横堀法律事務所 弁護士:横堀 太郎 電話:028-622-4588
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

※このほか苦情やご要望等がございましたら、株式会社キッズコーポレーション(電話:03-6206-9280)までご連絡ください。

9.料金

(1) 保育料

		保育標準時間利用 (1日11時間以内)	保育短時間利用 (1日8時間以内)
開園日		月～土	
基本保育料	料金	仙台市(区役所)の定める保育料となります。	
	対象時間	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育料 (別途料金)	料金・対象時間	18:30～19:30 料金、ほか詳細は、本しおりの P20、21をご覧ください	7:30～8:30 16:30～18:30 18:30～19:30 料金、ほか詳細は、本しおりの P22、23をご覧ください

※基本保育料に給食代とおやつ代が含まれています。

※18:30以降の延長保育時には、補食を提供します。捕食代は延長保育料に含まれています。

(2) 実費徴収

原則として、保育に必要な物品等はすべて園で用意します。

行事費、教材費がかかる場合には事前にご案内し、実費を徴収させていただきます。

その他、ご希望の方を対象に園や行事での園児の様子を撮影した写真は実費販売します。

(3) 支払い方法

■基本保育料

当施設における毎月の基本保育料は、当月分をりそな銀行の口座より自動引落とさせていただきます。

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入の上、当園にご提出ください。

引き落としは毎月28日となります。引き落としが確認できなかった場合、お振込みでのお支払いをお願いします。その際の振込手数料は保護者様負担となりますことをご了承ください。

なお、自動引落の手続き完了まで2ヶ月程度かかりますので、その間は**毎月28日までに下記の口座までお振込み**をお願い申し上げます。自動引落の手続きが完了しましたらその旨をご案内します。

<振込先>

りそな銀行(0010) 店名 宇都宮支店(317) 普通預金 口座番号 2109815
名義 株式会社キッズコーポレーション

■延長保育料や実費徴収分の集金方法

延長保育料、実費徴収分は、集金袋を配布しますので、集金袋に現金を入れてお支払いいただきます。基本的に、利用月(および購入月)の月末締め、翌月の初めに集金袋を配布、翌月15日までに保育園にお支払いください。

10. 服装

お子様が活動しやすい服装で登園して下さるようお願い致します。衣類は、ご家庭でご着用のものをご用意いただいても結構ですが、新たに揃える場合は以下を参考にお選びください。

① 活動しやすいもの

- ・伸縮性のある綿のTシャツや膝がかくれる長さのズボンがおすすめです。
- ・飾りのボタンやひも、フードのついていないシンプルな形が安全です。
- ・ずり落ちたりせず股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中がでないようになるべく丈の長いものがおすすめです。
- ・すそが長すぎるズボンは動きにくく、危険です。

② 着脱を習慣づけるために

- ・ズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるものをおすすめです。
- ・靴は、かかとを持って履ける運動靴をおすすめします。園外遊びや散歩をたくさん行いますので、足に合った靴をお選びください。

③ 安全で洗濯しやすいもの

- ・シャツは汗や汚れを吸湿し、通気性のよい綿素材がおすすめです。毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に、乳児は肌への刺激を考え化学繊維の下着は避けましょう。
- ・スタイは、各家庭で洗濯をしていただきますので、扱いやすいものをご用意ください。

11. 持ち物

	品名	0歳児	1歳児	2歳児	備考
	前かけ(スタイ)	3	3		お子さまの様子に応じて。
	着替え(上下1組)	3	3	3	季節にあったものを最低3組園に常備。使用した分だけ毎日補充してください。
	下着	3	3	3	季節にあったものを最低3組園に常備。使用した分だけ毎日補充してください。
	上記の荷物を入れる登降園用バッグ	1	1	1	エコバックのようなもので可。やわらかい素材で小さくたためるもの。
	透明ビニール袋 又はビニールのレジ袋	1	1	1	汚れた衣類やエプロン、前かけを入れて返却します。無くなり次第、補充してください。 100枚入り、35cm×25cm程度のもの
	靴(戸外遊び用)	1	1	1	登園する靴が運動靴の場合は不要です。0歳児のお子様につきましては、必要な時期になりましたら担任よりお知らせいたします。
	バスタオル	2	2	2	お昼寝用。0歳児は100cm×55cm程度、1～2歳児以上は130cm×55cm程度のベッド(スコット又はスタッキングベッド)で寝る際の敷布団、掛け布団の代用として使用します。
	カラー帽子	1	1	1	クラスごとの色指定のもの。園で用意。
	沐浴セット	1			バスタオル類
夏季	タオル(汗拭き用)		1	1	フェイスタオル等

※入園時(最初の登園日)には、上記をすべてお持ちください。

※バスタオル、カラー帽子は、週末に持ち帰り、週の初めに洗ったものをお持ちいただきます。

※スプーン、フォークは園で用意します。個人用をお持ちいただく必要はありません。



※ミルク、哺乳瓶は保育園で用意します。冷凍母乳の持参も承ります。事前に園までご相談ください。

※紙オムツ、おしり拭き、食事用エプロンは園で用意しますので、お持ちいただく必要はありません。

お子さまの体質等の理由から持参を希望される場合は、園までご相談ください。

— 留意点 —

持ち物にはすべて必ずフルネームで名前をご記入ください。

持ち物	説明	
スタイ (前かけ)	<p>【0～1 歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材は綿 100%のものが良いでしょう。 ・マジックテープのものは、洗濯を重ねるうちに弱ってしまうため、ボタンのものがお勧めです。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え(上下) ・下着 ・カラー帽子 ・バスタオル 2 枚(お昼寝用) 	<div data-bbox="1042 703 1158 768" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ここに名前</div>  <p>カラー帽子は、帽子の内側にフルネームを記入</p>

12. 入園手続き・入園時の提出書類

保育園に内定しましたら、以下の手順で入園手続きを行います。順序は状況により前後します。

※市発行の支給認定証が必要になります。支給認定を受けていない場合には入園することができません。発行されましたら支給認定証を保育園にご持参ください。原本を確認させていただきます。

1. 保育園に訪問し(又は郵送)、入園書類一式をお受け取りください。

2. 保育園にてお子さま・保護者面談を行います(必ずお子さまとお越しください)。

これまでのお子様の保育状況、発達状況等をお伺いします。そのほか、入園書類の説明、保育園の運営規則、ならし保育等を説明します。ご不明な点、ご不安な点、園への要望等も承ります。

3. 入園前までに、以下の書類を保育園に提出してください。

■全員提出■

- ・提出書類一覧・・・提出書類を確認し、チェック欄に記載。
- ・重要事項説明に関する同意書・・・入園のしおりをよくお読みいただいた後、ご署名、捺印、園に提出。
- ・利用契約書・・・下線部の記入、ご署名、捺印。1部を保管し、1部を園に提出。
- ・健康管理カード
- ・個人情報取得同意書
- ・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(複写式のもの)
- ・子ども医療費助成金受給資格証の写し
- ・健康保険証の写し

■該当者のみ提出■

- ・食材チェック表(0～1歳児のみ提出)
- ・延長保育申込書(申し込む方のみ)・・・本しおりの様式第1号をコピーして記載、提出
- ・生活管理指導表、診断書の写し(食物アレルギーがある場合)
- ・土曜勤務証明書(土曜保育を希望する方、定期利用又はスポット利用あり)

13. SIDS（乳幼児突然死症候群）

★乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守るために、当園では以下のように気をつけます

1. 赤ちゃんをひとりにしません。
2. 保育者が見守り、赤ちゃんの様子を定期的に観察します。
3. スタッキングベッド(コト)を使用することで通気性を確保します。
4. 仰向けで寝ます。
5. 枕は使いません。
6. ベッド周りには、ひも等の危険なものは置きません。
7. 定期的な健康診断をもとに、お子様の発達の様子を把握しています。



★SIDS(Sudden Infant Death Syndrome)とは、それまで既往歴もなく元気だった赤ちゃんが、睡眠中に何の予兆もないまま死に至る、原因のわからない病気です。発症は年々減少傾向にありますが、毎年全国で赤ちゃんがこの病気で亡くなっており、乳児期の死亡原因としても上位となっています。SIDS の予防方法は確立していませんが、以下のポイントに気をつけることで、発症率が低くなるというデータがあります。

ご家庭へのお願い

① 仰向けで寝かせましょう。

うつぶせ寝は危険です。医師の指示等で理由がない限り、顔が見えるように、仰向けを習慣づけましょう。

② タバコはやめましょう。

妊娠中の喫煙は、お腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなり、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。



× 毛

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ピーターパン北中山園 延長保育事業実施要綱

(延長保育は以下の内容、手続きで実施します。延長保育をご希望の方はよくお読みの上でお申込みください)

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長に対する需要に対し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、ピーターパン北中山園が保育時間を延長して行う保育事業（以下「延長保育」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(延長保育時間)

第2条 延長保育時間は、11時間の開所時間を超える延長については月曜日から土曜日までの午後6時30分から午後7時30分まで、保育短時間認定にかかる11時間の開所時間内における延長については月曜日から土曜日までの午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時30分までとする。

(対象園児)

第3条 延長保育の対象園児は、ピーターパン北中山園に保育の実施が決定された生後8ヶ月以降の園児で、施設長がその保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要であると認める園児とする。

(延長保育の実施)

第4条 延長保育を担当する職員として保育士を2名以上等、延長保育を実施するために必要な職員を配置するものとする。
対象園児に対しては、午後6時30分を超える預かりの場合、超過料金は150円/30分とし、補食を給与するものとする。

(延長保育の申込み)

第5条 延長保育を必要とする保護者は、延長保育申込書（様式第1号：本しおりP24をコピーして利用）を、利用を希望する前月の10日までに施設長に提出するものとする。

(延長保育の利用承認)

第6条 施設長は、前条の申込書により内容を審査し、延長保育を必要と認めたときは、延長保育利用承認書（様式第2号）により、保護者に通知するものとする。

(延長保育の変更申込み)

第7条 前条の規定による承認を受けた保護者が、勤務先の変更等により、延長保育の変更が必要になった場合には、速やかに延長保育変更申込書（様式第3号：本しおりP25をコピーして利用）を施設長に提出するものとする。
2 施設長は、前項の申込書により延長保育の変更を必要と認めたときは、延長保育変更承認書（様式第4号）により、保護者に通知するものとする。

(延長保育の取消し)

第8条 前2条の規定により延長保育の承認を受けていた者が、延長保育を必要としなくなった場合は、速やかに延長保育取消届（様式第5号：本しおりP26をコピーして利用）を施設長に提出するものとする。

(保護者の費用負担)

第9条 対象園児の保護者は、別表に定める延長保育の実施に要する経費の一部を負担するものとする。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、施設長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

延長保育保護者負担分

延長保育利用区分	基準額	2人以上加算額
午前7時30分から 午前8時30分まで 及び 午後4時30分から 午後6時30分まで	月額1,000円	1世帯2人以上の時、2人目から 月額500円
午後6時30分から 午後7時30分まで	月額3,000円	1世帯2人以上の時、2人目から 月額1,500円

- 1 承認した延長保育利用区分の基準額を延長保育料月額とする。
- 2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業において、同法第59条第2号に規定する時間外保育を受けた園児が、同一世帯から2人以上いたときに、当該世帯の第2子目以降の対象園児数に2人以上加算額を乗じて得た額を加算した額を、延長保育料月額とする。
- 3 以下の場合には延長保育料を徴収しないものとする。
 - (1) 延長保育利用区分が午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの場合 **保育短時間に係る延長**
園児の属する世帯が仙台市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年仙台市規則第2号）に規定する費用徴収区分が **A, B, C1, C2, C3, C4, C5の世帯** 又は所得税法（昭和22年法律第27号）による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で、かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによって、当該年度分（4月分から8月分までの利用料を決定する場合は、前年度分）市町村民税が非課税となる場合
 - (2) 延長保育利用区分が午後6時30分以降の場合 **保育標準時間に係る延長**
園児の属する世帯が仙台市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年仙台市規則第2号）に規定する費用徴収区分が **A若しくはBの世帯** 又は所得税法（昭和22年法律第27号）による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で、かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによって、当該年度分（4月分から8月分までの利用料を決定する場合は、前年度分）市町村民税が非課税となる場合
- 4 延長保育料の納入の方法は、月末締め翌月初めの請求とし、現金にて翌月15日までに現金にて園に支払うものとする。
- 5 30分未満の延長保育利用児については、超過料金を150円/30分として園に支払うものとする。

延長保育申込書

年 月 日

(あて先) ピーターパン北中山園 園長

住所
保護者
氏名

延長保育の利用について、次により申し込みます。

事業所名		ピーターパン北中山園			
園児氏名	生年月日	保育必要量 (※支給認定証をご確認ください)			
	年 月 日	保育標準時間・保育短時間			
	年 月 日	保育標準時間・保育短時間			
延長保育を必要とする理由					
延長保育を必要とする期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
延長保育を必要とする時間帯	午後6時30分を超える延長	1時間延長 (午後7時30分まで)	平日	有・無	
			土曜日	有・無	
	※短時間認定の園児を含む場合	午前7時30分から午前8時30分までの延長保育の必要の有無	平日	有・無	
			土曜日	有・無	
		午後4時30分から午後6時30分までの延長保育の必要の有無	平日	有・無	
			土曜日	有・無	

保護者の勤務状況	園児との続柄	勤務先	名称				
			所在地				
	勤務時間	平日	午前・午後	時 分	~	午前・午後	時 分
		土曜日	午前・午後	時 分	~	午前・午後	時 分
	園児との続柄	勤務先	名称				
			所在地				
	勤務時間	平日	午前・午後	時 分	~	午前・午後	時 分
		土曜日	午前・午後	時 分	~	午前・午後	時 分

※保育園長の意見	延長保育については、適当と認めます。 保育園長名 _____ 印
	特記事項

延長保育変更申込書

年 月 日

(あて先) ピーターパン北中山園 園長

住所

保護者

氏名

延長保育の利用の変更について、次により申し込みます。

事業所名		ピーターパン北中山園		
園児氏名	生年月日	保育必要量 (※支給認定証をご確認ください)		
	年 月 日	保育標準時間・保育短時間		
	年 月 日	保育標準時間・保育短時間		
	年 月 日	保育標準時間・保育短時間		
延長保育を必要とする理由				
延長保育を必要とする期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
延長保育を必要とする時間帯	午後6時30分を超える延長	1時間延長 (午後7時30分まで)	平日	有・無
			土曜日	有・無
	※短時間認定の園児を含む場合	午前7時30分から午前8時30分までの延長保育の必要の有無	平日	有・無
			土曜日	有・無
		午後4時30分から午後6時30分までの延長保育の必要の有無	平日	有・無
			土曜日	有・無

保護者の勤務状況	園児との続柄	勤務先	名称	
			所在地	
	勤務時間	平日	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
		土曜日	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
	園児との続柄	勤務先	名称	
			所在地	
	勤務時間	平日	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
		土曜日	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	

※ 保育園長の意見	延長保育については、適当と認めます。 <div style="text-align: right;">保育園長名 _____ 印</div>
	特記事項

延長保育取消届

年 月 日

（あて先） ピーターパン北中山園 園長

住所
保護者
氏名

延長保育の利用を取り消します。

事業 所名	ピーターパン 北中山園	園児		生年	年 月 日
		氏名		月日	年 月 日
取 消 年 月 日		年 月 日			
延長保育の取り消しの理由					

※ 施 設 記 入 欄	
----------------------------	--

※欄は保護者の方は記入しないで下さい。

スポット（日額）延長保育申込書

ピーターパン北中山園 園長 殿

以下の園児の来月のスポット延長保育を申し込みます。

1	園児氏名（ひらがな）		組
2	園児氏名（ひらがな）		組
3	園児氏名（ひらがな）		組

	日付・曜日	希望時間	合計時間 ※0.5、1、1.5など 記載のこと。	保育園記載欄	
				実施時間	料金
1	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
2	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
3	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
4	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
5	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
6	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
7	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
8	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
9	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
10	月 日 ()	: ~ :	h	左記のとおり 又は : ~ :	円
月額合計					円

【料金】 その1(保育標準時間利用の園児対象)

■ 18:30～19:30 ■ 料金:30分/150円(日額、補食込)

その2(保育短時間利用の園児対象)

■ 7:30～8:30 および 16:30～18:30/18:30～19:30 ■ 料金:30分/150円(日額)

(18:30以降は補食代込み)

お支払いは、現金で園にお支払いください。詳細については本しおりP10をご確認ください。

登園届（保護者記載）

ピーターパン北中山園 園長殿

医師の診断により、以下に該当する感染症が回復し、登園許可が下りたことを報告します。
 （該当する感染症に✓を入れ、病院名、クラス名、園児名、保護者名を記載し、ご捺印ください）

該当欄	疾患名	登園のめやす
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過してから
	風しん	発しんがすべて消失してから
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになってから
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え 2 日経過してから
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから(眼科医の許可が必要)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間を空けて連続 2 回の細菌検査(検便)によっていずれも菌陰性が確認されるまで
	急性出血性角膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで(眼科医の許可が必要)
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間以上経過し、発熱がなくなり、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れるようになるまで
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れるようになるまで
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れるようになるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんがかさぶたになってから
	突発性発疹	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと
	その他の感染症 (病名: _____)	

年 月 日

受診した医療機関名: _____

クラス名: _____ 組

園児名: _____

保護者名: _____ 印

インフルエンザ・新型コロナウイルス登園届 (保護者記入)

ピーターパン北中山園 園長 殿

医療機関で以下の診断を受け、以下の出席停止期間を経過したため、登園を報告します。
(以下の必要個所をご記入の上、署名、捺印し、登園の際に保育園にご提出ください)

<input type="checkbox"/> インフルエンザ (A 型 ・ B 型 ・ 不明) ・ <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス	
発症した日 ※急な発熱、全身倦怠感 (からだのだるさ)、悪寒 (さむけ) などが 出た日を示します。判断に迷う場合は医師に相談してください。	月 日
解熱した・軽快した日	月 日
登園を再開する日	月 日

年 月 日

受診した医療機関名 : _____

園児名 : _____

保護者名 : _____ 印

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成 24 年 4 月 1 日施行)

【新型コロナウイルスの出席停止期間の基準】

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

※出席停止日数の数え方例 (発症した日を 0 日目として数えます。)

例) 2/1 発症→2/2 解熱・軽快→発症後 5 日経過→2/7 から登園可。

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
2/1 発症	2/2 解熱・軽快	2/3 経過観察	2/4	2/5	2/6	2/7 登園可能

